

「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則」及び「神戸市教育委員会辞令式」の改正について

## 1. 趣 旨

平成28年4月1日に施行された改正地方公務員法第15条の2において、「降任」を「職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること」と定義されたことに伴い、従来、解釈上降任に該当すると解されてきた「降任」を伴わない「降格」（※職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。例えば、4級（主任）から3級に変更することをいう。）については、「降給」（地公法第27条第2項）に該当することとなった（※当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する「降号」については、従前どおり「降給」に該当する）。

本市においても同日付で「職員の分限及び懲戒に関する条例」を改正し、分限降給処分である「降格」及び「降号」の定義・事由・手続に係る規定を新たに整備した。

この条例改正を踏まえて現行の「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則」及び「神戸市教育委員会辞令式」について、規定の一部を改正する。

## 2. 改正内容

### (1) 「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則」

神戸市教育委員会分限懲戒審査会への諮問事由に、「職員の分限及び懲戒に関する条例」に基づく分限降給処分について追加する。

### (2) 「神戸市教育委員会辞令式」

辞令式に、「職員の分限及び懲戒に関する条例」に基づく分限降給処分について追加する。

## 3. 施行日（予定）

平成29年4月1日

## 4. 関係法令

### (1) 地方公務員法

(定義)

第15条の2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

2 (略)

3 (略)

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 (略)

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定がある場

合を除く外、条例で定めなければならない。

4 (略)

## (2) 職員の分限及び懲戒に関する条例

### (降給の種類)

第2条の2 降給の種類は、降格（当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

### (降給の事由)

第2条の3 職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して当該職員を降格することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合、その意に反して当該職員を降号することができる。

### (降任、免職及び休職の手続等)

第3条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するには、客観的事実に基づき勤務実績の良くないことを判定して行わなければならない。

- 2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、任命権者が指定する医師2名以上の診断をあらかじめ受けさせなければならない。
- 3 法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し又は免職するには、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合でなければならない。
- 4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。

### (降給の手続等)

第3条の2 第2条の3第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降格し、又は同条第2項の規定に該当するものとして職員を降号するには、客観的事実に基づき、勤務実績の良くないことを判定して行わなければならない。

- 2 第2条の3第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格するには、任命権者が指定する医師2名以上の診断をあらかじめ受けさせなければならない。
- 3 第2条の3第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降格するには、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合でなければならない。
- 4 職員の意に反する降給の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。